

第58回（令和2年度第1回）富良野市都市計画審議会【書面開催】での意見と対応について

都市計画審議委員 意見	資料1 富良野市都市計画マスタープラン（案） に対する意見を踏まえた修正（案）	意見を受けての 考え方について
<p>(浦田委員)</p> <p>【記載内容の修正について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 P4 <u>下線部の追記</u></li> <li>・資料1 P16 <u>下線部の追記</u></li> </ul>	<p><b>P4 2段落目 2行目</b></p> <p>この区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聞き、国土交通省大臣の同意を得て北海道が指定することとされ、具体的には、中心の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があると判断した区域を都市計画区域に指定しています。</p> <p><b>P14 1段落目 2行目</b></p> <p>本市は、北海道のほぼ中央にある富良野盆地の中心都市として発展し、東方に十勝岳連峰の富良野岳、西方に夕張山地の芦別岳がそびえ、南方には東京大学<u>北海道</u>演習林があり、市域の約7割を山林が占める自然条件にあります。</p>	<p>浦田委員よりいただいた意見のとおり修正いたします。</p>
<p>(渋谷委員)</p> <p>【計画期間の考え方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 P10</li> </ul> <p>第1次・第2次富良野市都市計画マスタープランのこれまでの策定経過の説明すると、わかりやすくなるのではないかと。</p>	<p>第1章最終ページに追記</p> <p><b>これまでの都市計画マスタープラン改定の経過</b></p> <p>平成5年の都市計画法改正により、都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針、以下「市町村都市計画マスタープラン」という。）が創設されました。都市計画マスタープランは、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別整備方針や都市計画施設等の計画を総合的に定めることとしています。また、都市計画を施行している市町村では都市計画マスタープランの策定が法的な責務となりました。</p> <p>富良野市では昭和23年から都市計画をすすめており、将来的なまちづくりの基本方針を示し、都市計画の円滑な運用を図ることを目的として、平成10（1998）年度に『第1次富良野市都市計画マスタープラン』を策定しました。当時は、市街地に人口が集中し、リゾート等による産業経済の伸展と住宅需要を中心に宅地開発が進み、市街地の外延的拡大に対応する施策が必要となったことや、「北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想（北海道が策定）」や「富良野リゾート基本構想（富良野市が策定）」で、都市計画区域の隣接地域にいくつかの整備計画が集中したことから、無秩序な土地開発を防止し総合的な整備・開発・保全を行う必要がありました。</p> <p>平成23（2011）年度には、第1次富良野市都市計画マスタープラン策定から11年に及ぶ社会情勢の変化や</p>	<p>渋谷委員よりいただいた意見を踏まえ、これまでの都市計画マスタープラン改定の経過を追記します。</p>

## 第58回（令和2年度第1回）富良野市都市計画審議会【書面開催】での意見と対応について

まちづくり三法（都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）等関連法の改正を踏まえ、『第2次富良野市都市計画マスタープラン』を策定しています。人口減少・少子高齢化、モータリゼーションの進展に伴い生活圏の広域化や地球環境問題などを考慮した都市型社会へ移行するなかで、国土交通省では「都市計画運用指針」「政策課題対応型都市計画運用指針」を発出し、北海道でも「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」「都市計画道路の見直しガイドライン」を定めています。こうした指針等でコンパクトシティの考え方が示されるようになり、市町村においては既存の都市資源を生かしたより良い、地域環境を目指した都市計画を方針化してきました。

今般、第2次富良野市都市計画マスタープランの策定から10年が経過し、令和2（2020）年4月7日に改正された北海道が策定する都市計画区域マスタープラン及び令和2年度に策定予定の第6次富良野市総合計画との整合を図る必要があることから、令和2（2020）年度に『第3次富良野市都市計画マスタープラン』へ改定します。改定にあたっては、第2次富良野市都市計画マスタープランの考え方を踏襲しつつ、住民意見の反映と長期的な視点で将来の都市計画を定めます。